

# 中心市街地 補助金ガイドブック



令和8年度版

宇部市

## < 目 次 >

### 【住まい・暮らしに関すること】

- 空家等跡地活用促進事業補助金 … P 2
- UIJターン奨励助成金 … P 3

### 【企業・事業所・店舗に関すること】

- まちなかオフィス立地促進補助金 … P 4
- 中心市街地建物リノベーション事業補助金 … P 7
- 宇部市商業活性化事業費補助金（既存店舗改修） … P 9
- 宇部市商業活性化事業費補助金  
（商店街共同施設整備） … P 1 0

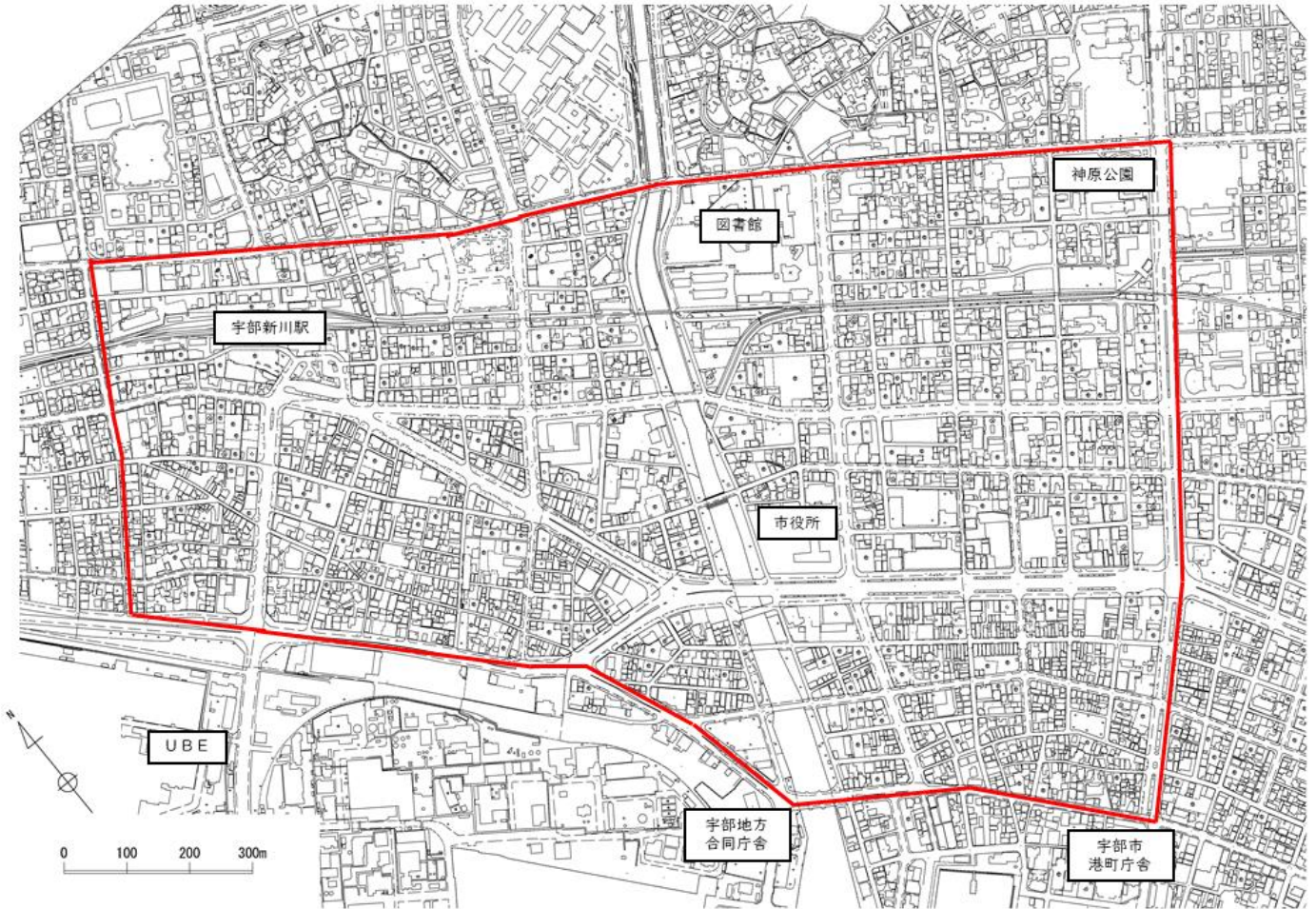
### 【その他に関すること】

- まちなかイベント支援事業補助金 … P 1 1
- 宇部市商業活性化事業費補助金  
（イベント創出補助金） … P 1 3



## 中心市街地

下図のうち、赤線で囲われた区域が中心市街地です。



# 空家等跡地活用促進事業補助金

## 概要

新たな住宅の建設や空き家の跡地を地域コミュニティとの協働により有効活用することを支援するため、不良住宅（空き家）の解体に要する経費の一部を補助します。

## 対象地区

中心市街地内（1ページ図参照）  
※中心市街地以外も対象地区あり

## 対象物件

下記のすべてに該当する物件を対象とします。  
①所在地が居住誘導区域内の、不良住宅（空き家）であること  
②昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること  
③おおむね年間を通じて使用実績のない建築物であること  
④個人が所有する建築物であること

## 対象者

①空き家の所有者または相続人  
②空き家の敷地の所有者または相続人  
③空き家またはその敷地の財産管理人

## 補助内容

①地域活性化事業  
空き家の跡地を5年以上継続して地域活性化に活用する場合、空き家の解体に要する経費の2分の1を補助（上限50万円）  
※跡地活用例：防災空地、ポケットパークなど  
②住宅新築事業  
住宅を新築する場合、補助対象経費の3分の1（上限70万円）  
若者・子育て世帯の場合、上限額にさらに30万円を加算した額（上限100万円）  
※1 予算の範囲内  
※2 ①、②いずれも解体は市内業者を利用して行うものに限る

## 注意事項

下記に該当する場合は、補助できません。  
①空き家の解体について、所有者全員の同意を得ていない場合  
②市税等を滞納している場合  
③同種の補助制度等を利用している場合  
④暴力団員及び関係者である場合

## お問い合わせ先

都市政策部 住宅政策課

TEL：0836-34-8252 FAX：0836-22-6049

ウェブページ：

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/sumai/sumai/1002190/1002191.html>

# UIJターン奨励助成金

## 概要

本市への移住を促進するため、県外から市内への転入の際に必要な経費の一部を助成します。

## 対象者

下記のすべての要件を満たす方を対象とします。

- ①本市に定住の意思があり、令和5年4月1日以降に山口県外から宇部市に住民票を移し、完了報告までに交付申請を行う世帯
- ②新築住宅購入助成金は転入後3年以内、中古住宅購入助成金は転入後2年以内に助成対象事業を完了すること
- ③事業所の人事異動に伴う転勤や就学などの、一時的な転入ではないこと
- ④市税等を滞納していないこと

## 助成内容

新築住宅 購入助成金	中古住宅 購入助成金	子育て 支援助成金
30万円（※1）	30万円（※1）	交付申請書提出時、助成対象者自身が中学生以下の子どもを監護している場合 5万円/人 （※2）
まちなかエリア・暮らしの重点エリア又は北部地域の物件の場合 上限30万円増	まちなかエリア・暮らしの重点エリア又は北部地域の物件の場合 上限30万円増	
申請時に39歳以下の世帯員（未成年者除く）がいる場合 上限10万円増	宇部市住宅情報バンクの物件の場合 上限20万円増	
	申請時に39歳以下の世帯員（未成年者除く）がいる場合 上限10万円増	

※1 ただし、それぞれ住宅売買価格を上限とする

※2 該当する子どもが3人以上の場合でも、最大10万円とする

## 注意事項

- ・完了報告前までに必ず交付申請書を提出してください。
- ・子育て支援助成金は住宅購入助成金とともに申請し、かつ助成対象者自身が中学生以下の子どもを監護している場合に対象となります。（子どもは、交付申請書の提出時に中学生以下であることが条件となります。）

## お問い合わせ先

総合政策部 移住定住推進課

TEL：0836-34-8480 FAX：0836-22-6008

ウェブページ：

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/iju/iju\\_yakudadchi/1002595.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/iju/iju_yakudadchi/1002595.html)

# まちなかオフィス立地促進補助金 (一般事業者向け)

## 概要

中心市街地へのオフィスの立地を促進するため、中心市街地の空きビルを賃借してオフィスを設置する市外事業者に対し、補助金を交付します。 ※飲食業、不特定多数の個人を相手にサービスを提供する事業は対象外

## 対象地区

6ページ図参照

## 対象者

下記のすべてに該当する方を対象とします。

- ①空きビル等にオフィスを設置する市外事業者（一般事業者）※
  - ②オフィスの常用従業員のうち、1名は本市に住所がある者を開設日前後90日以内に新規雇用すること
- ※法人としての所在地が市外にあり、本市にオフィスを有しておらず、既に法人として1年以上の活動実績があるもの

## 補助内容

- 家賃支援補助金  
オフィスの賃借に要した月額経費×1/2×対象月数（最長3年間）  
上限月額10万円（重点地区は上限月額20万円）
- 雇用奨励補助金  
オフィスの開設日前後90日以内に新規に雇用した市民（配置転換等により新たに市民になったものを含む。雇用保険の被保険者に限る。）を1年以上継続雇用した場合、1人につき20万円を交付  
上限額100万円（重点地区は上限額200万円）
- 施設整備補助金  
オフィスの開設に必要な改修工事や償却資産の取得などに要した経費×1/2（オフィス賃借床面積1㎡あたり上限5万円）  
上限額125万円（重点地区は上限250万円）
- 出張旅費補助金  
オフィスの開設後1年以内に実施した本市への出張に要した出発地（国内に限る）から本市までの交通費のうち、公共交通機関を利用した実費額（1回の出張につき最大2人まで、出張は最大4回までが対象）  
上限額1人当たり3万円

## お問い合わせ先

産業経済部 企業立地推進課

TEL：0836-34-8361 FAX：0836-22-6013

ウェブページ：

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshig\\_aichi/1005663/1005674.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshig_aichi/1005663/1005674.html)

# まちなかオフィス立地促進補助金 (ICT事業者向け)

## 概要

中心市街地へのオフィスの立地を促進するため、中心市街地の空きビルを賃借してオフィスを設置する市外事業者に対し、補助金を交付します。 ※飲食業、不特定多数の個人を相手にサービスを提供する事業は対象外

## 対象地区

6 ページ図参照

## 対象者

下記のすべてに該当する方を対象とします。

- ①空きビル等にオフィスを設置する市外事業者 (ICT事業者) ※
  - ②オフィスの常用従業員のうち、1名は本市に住所がある者を開設日前後90日以内に新規雇用すること
- ※法人としての所在地が市外にあり、本市にオフィスを有しておらず、既に法人として1年以上の活動実績があるもの

## 補助内容

- 家賃支援補助金  
オフィスの賃借に要した月額経費×2/3×対象月数 (最長3年間、重点地区5年間)  
上限月額10万円 (重点地区は上限月額20万円)
- 通信回線使用料補助金  
オフィスの通信回線の使用に要した月額経費×2/3×対象月数 (最長3年間、重点地区5年間)  
上限月額5万円
- 雇用奨励補助金  
オフィスの開設日前後90日以内に新規に雇用した市民 (配置転換等により新たに市民になった者を含む。雇用保険の被保険者に限る。) を1年以上継続雇用した場合、1人につき20万円を交付  
上限額100万円 (重点地区は上限額200万円)
- 施設整備補助金  
オフィスの開設に必要な改修工事や償却資産の取得などに要した経費×1/2 (オフィス賃借床面積1㎡あたり上限5万円)  
上限額250万円 (重点地区は上限500万円)
- 出張旅費補助金  
オフィスの開設後1年以内に実施した本市への出張に要した出発地 (国内に限る) から本市までの交通費のうち、公共交通機関を利用した実費額 (1回の出張につき最大2人まで、出張は最大4回までが対象)  
上限額1人当たり3万円

## お問い合わせ先

産業経済部 企業立地推進課

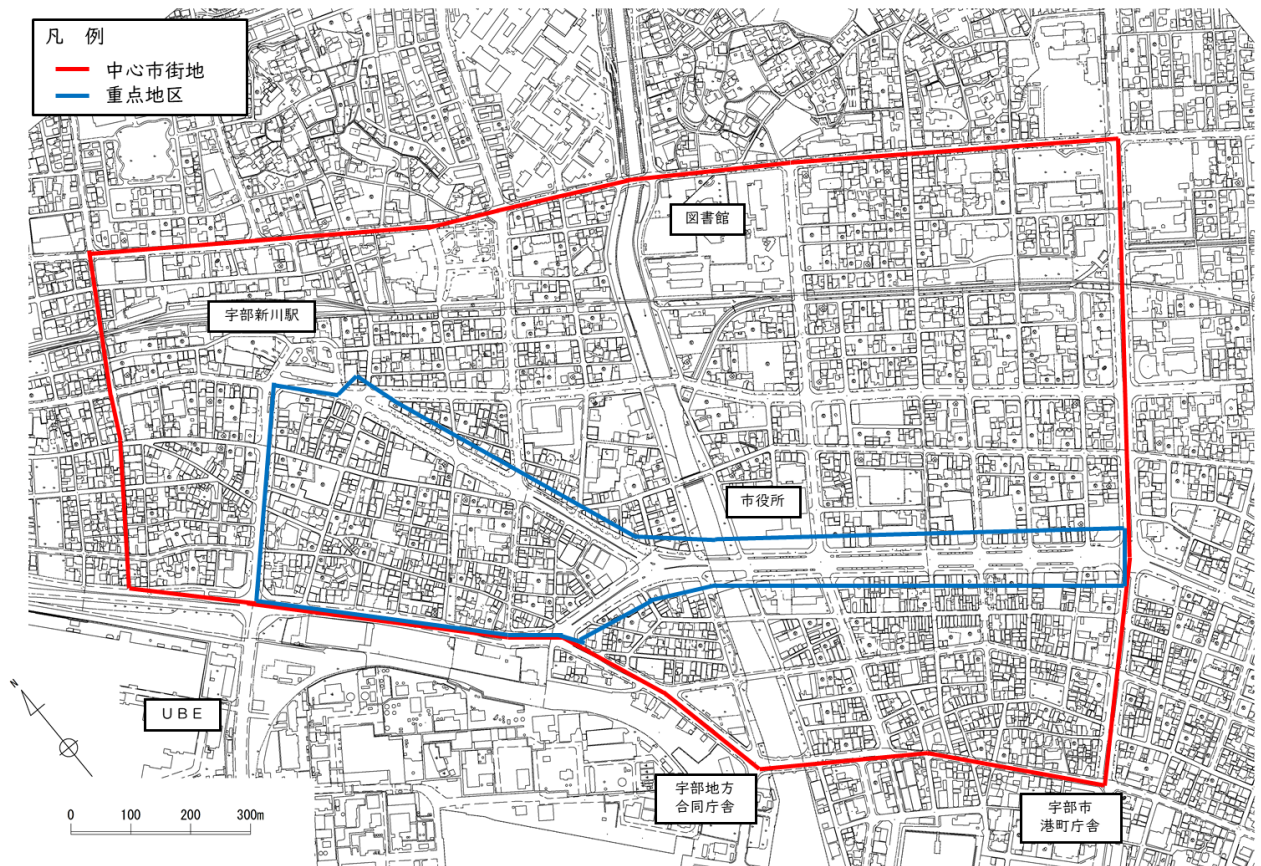
TEL : 0836-34-8361 FAX : 0836-22-6013

ウェブページ :

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshig\\_aichi/1005663/1005674.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshig_aichi/1005663/1005674.html)

# まちなかオフィス立地促進補助金

## 対象地区



## お問い合わせ先

産業経済部 企業立地推進課

TEL : 0836-34-8361 FAX : 0836-22-6013

ウェブページ :

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshig  
aichi/1005663/1005674.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/toshikeikaku/chuushinshig<br/>aichi/1005663/1005674.html)

# 中心市街地建物リノベーション事業補助金

## 概要

中心市街地の空き物件の有効利用を促進するとともに、中心市街地に必要な商業機能などの都市機能の誘導・維持やにぎわい創出を図るため、空き物件をリノベーション（再生）するための改修費を補助します。

## 対象地区

8ページ図参照

## 対象事業

宿泊・飲食・商業施設、生活関連サービス店、医療福祉施設、子育て支援施設、教育・学習施設、事業所・オフィス など  
※週5日以上かつ午前10時～午後6時までの間に3時間以上の営業を行うこと

## 対象者

下記のすべてに該当する方を対象とします。

- ① 宇部商工会議所の経営相談を受け事業計画を作成した者
- ② リノベーション前に申請書を提出できる者
- ③ 年度内にリノベーションを完了させ、事業を開始できる者
- ④ 3年以上事業を継続する者

## 補助金額

- 改修費補助金  
補助率1/2、上限100万円
- 賃借料補助金  
補助率1/2、1か月あたり上限3万円  
(ただし、合計で30万円まで)

## 注意事項

下記に該当する場合は、補助できません。

- ① 市税を滞納している場合
- ② 同種の補助制度等を利用している場合
- ③ 暴力団員及び関係者である場合
- ④ 各種法令等に違反した場合

## 申請期間 (予定)

令和8年 5月11日(月)～ 6月30日(火)

令和8年 8月10日(月)～ 9月30日(水)

令和8年10月19日(月)～11月30日(月)

※申請期間後に審査会を行い、補助金の交付可否を決定します。

## お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

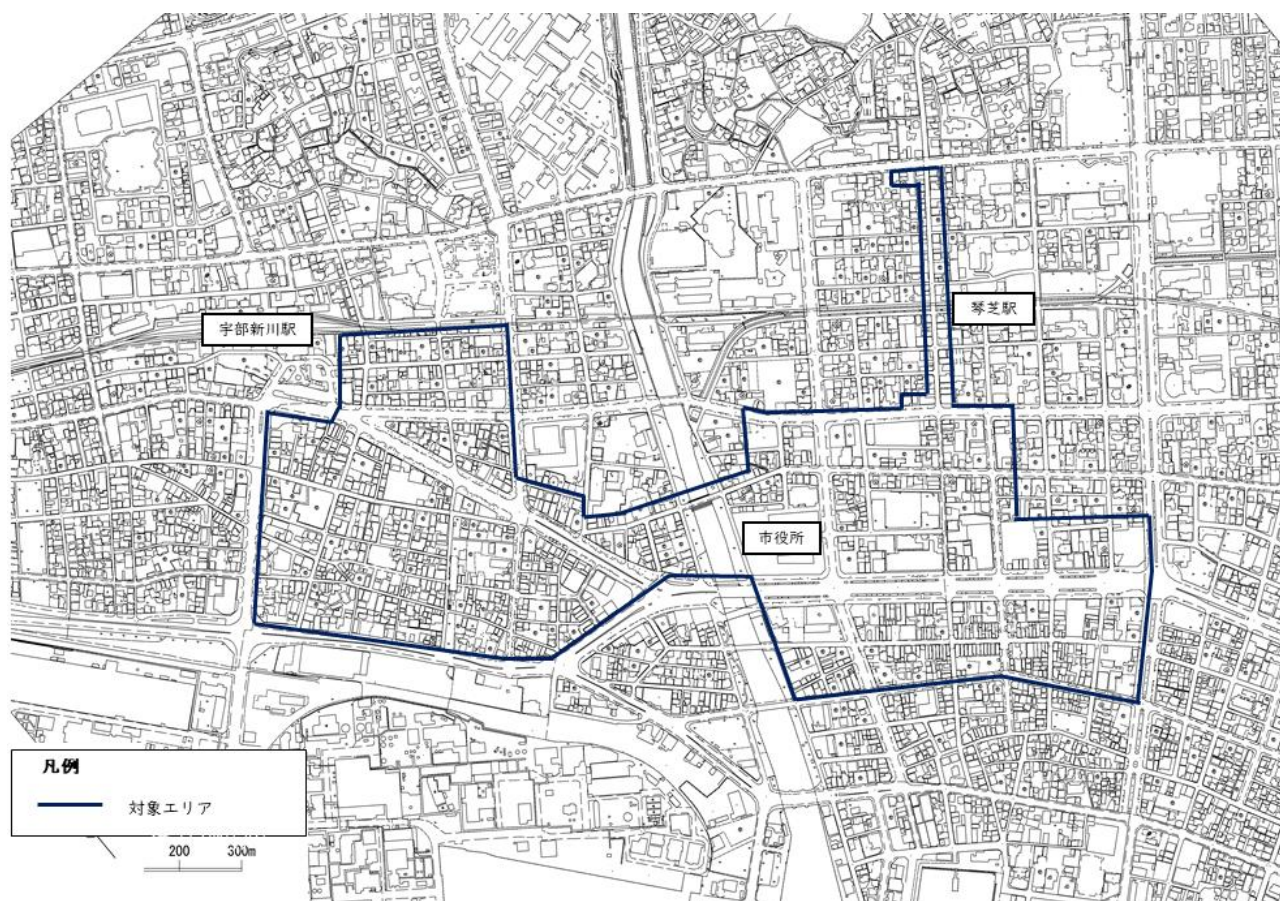
TEL: 0836-34-8468 FAX: 0836-22-6049

ウェブページ:

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/hojyoyosei\\_kojin/1009185.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/hojyoyosei_kojin/1009185.html)

# 中心市街地建物リノベーション事業補助金

## 対象地区



## お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL : 0836-34-8468 FAX : 0836-22-6049

ウェブページ :

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/hojyoyosei\\_kojin/1009185.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/hojyoyosei_kojin/1009185.html)

# 宇部市商業活性化事業費補助金 (既存店舗改修)

## 概要

中心市街地における既存店舗の改修またはファサード整備に対して支援します。

## 対象物件

中心市街地内（1ページ図）の既存店舗

## 対象者

中心市街地内で、1年以上継続して営業を行い、かつ、当該店舗の改修等であって来客数・売上等の増加が見込まれる具体的な計画を作成している者

※過去5年度以内に本市の補助制度により当該店舗の改修をしている場合は補助対象外

## 補助対象 経費

当該店舗の改修等に要した経費

※改修工事は市内に事業所を有する法人又は個人が行ったもののみ対象

※補助対象事業者自らが原材料費を購入し施工したものや、エアコン及び冷蔵庫などの備品購入費は除く

## 補助率

1/2

## 補助 上限額

50万円

※補助金の交付は1補助対象事業者あたり1年度1回まで



## お問い合わせ先

産業経済部 産業政策課

TEL：0836-34-8355 FAX：0836-22-6013

ウェブページ：

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/bosyu/bosyuu\\_shigoto/bosyu\\_sangyou/1012539.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/bosyu/bosyuu_shigoto/bosyu_sangyou/1012539.html)

# 宇部市商業活性化事業費補助金 (商店街共同施設整備)

## 概要

市内に事務所及び活動拠点を有する商店街の共同施設整備に対して支援します。

## 対象者

市内に事務所及び活動拠点を有する商店街組織

## 補助対象 経費

- 施設の新設・更新に要する経費  
(土地の購入費、造成費、賃借料は除く)
- 既存施設の撤去に要する経費
- 施設の維持管理に要する経費  
(法定点検の点検費用を除く)

## 補助率

1/2

## 補助 上限額

50万円  
※補助金の交付は1補助対象事業者あたり1年度2回まで



## お問い合わせ先

産業経済部 産業政策課

TEL : 0836-34-8355 FAX : 0836-22-6013

ウェブページ :

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/bosyu/bosyuu\\_shigoto/bosyu\\_sangyou/1012539.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/bosyu/bosyuu_shigoto/bosyu_sangyou/1012539.html)

# まちなかイベント支援事業補助金

## 概要

まちなかのにぎわいを創出することを目的に、中心市街地でイベントを開催するために要する経費の一部を補助します。

## 対象地区

11ページ図参照

## 対象者

下記のすべてに該当する方を対象とします。ただし、高校生・大学生は団体（2名以上のグループ）である場合に限りです。

- ①自らが事業主体となること
- ②対象エリアでイベントを実施すること
- ③企画した事業全体を完了まで責任を持って遂行できること
- ④国・県その他の公的機関もしくは本市から他の同種の補助金等の制度を利用していないこと
- ⑤特定の政党もしくは宗教又は公選選挙の候補者の指示に係りのある個人・団体でないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団と密接な関係のある個人・団体でないこと

## 補助対象経費

- 謝金      ○広告宣伝費      ○警備等委託料
  - 施設及び機器等使用料      ○保険料
  - 消耗品・景品費（景品表示法に基づく）
- ※消耗品は、事務用品等汎用性のあるものを除く

## 補助金額

- 単独で概ね1千人以上の集客が見込める入場料無料のイベント
  - ①高校生・大学生      補助率10/10、上限30万円
  - ②それ以外              補助率2/3、上限25万円
- 上記以外の入場料無料のイベント
  - ①高校生・大学生      補助率10/10、上限10万円
  - ②それ以外              補助率2/3、上限7万円

## お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL：0836-34-8468      FAX：0836-22-6049

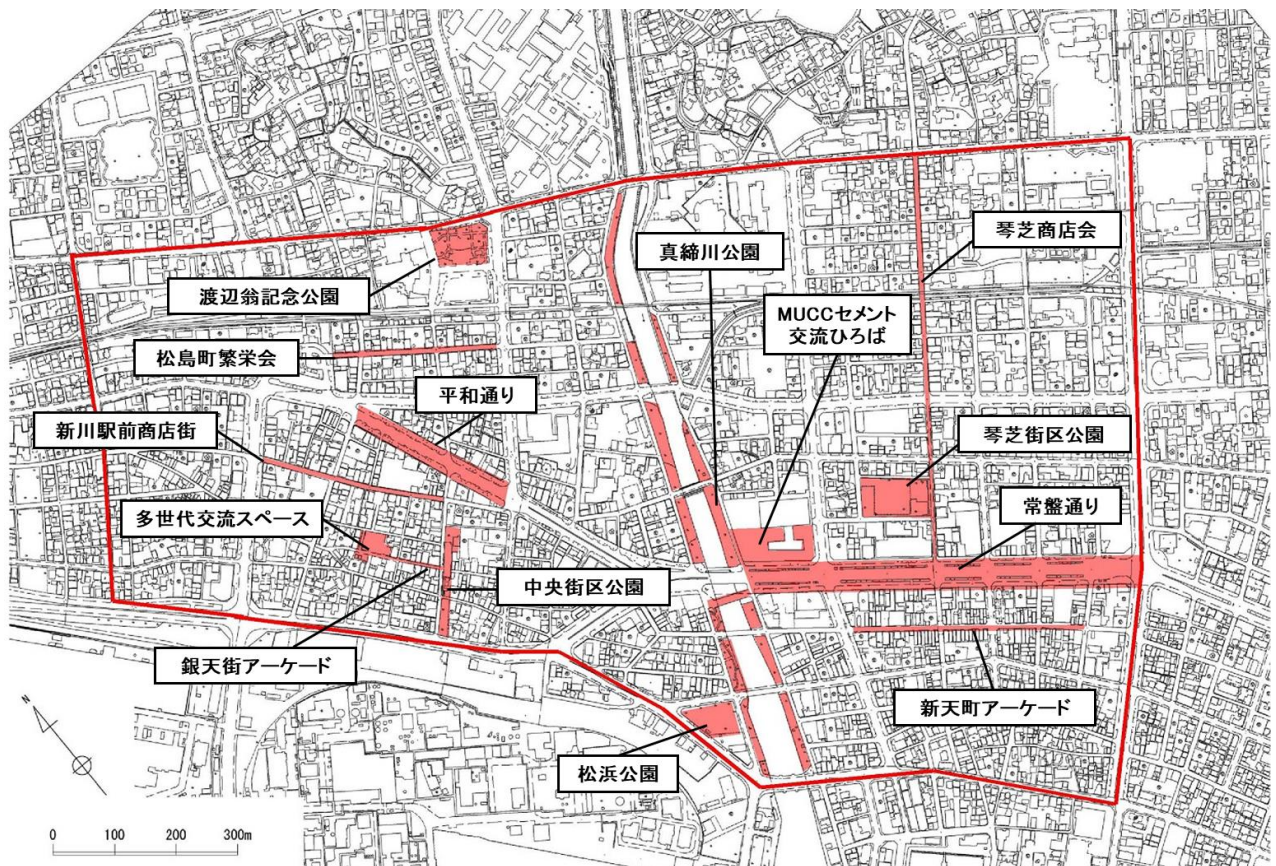
ウェブページ：

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyoyosei/1010994/1010988.html>

# まちなかイベント支援事業補助金

## 対象地区

下図の14か所



## お問い合わせ先

都市政策部 中心市街地活性化推進課

TEL : 0836-34-8468 FAX : 0836-22-6049

ウェブページ :

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/hojyojyosei/1010994/1010988.html>

# 宇部市商業活性化事業費補助金 (イベント創出補助金)

## 概要

市内商店街組織又は一定の範囲内に存する複数店舗（おおむね10店舗以上）による一般消費者を対象とした賑わいを創出するイベントの開催に対して支援します。

## 対象者

市内に事務所及び活動拠点を有する商店街組織・NPO法人・事業者団体等（※）で、市内商店街組織と連携してイベントを実施する者

※規約等により代表者が存在し、会計管理が適切になされている任意団体を含む

## 補助対象経費

イベント開催にかかる経費  
(景品代、会議開催経費、食糧費及び汎用性のある備品購入費は除く)

## 補助率

1/2

## 補助上限額

30万円  
※補助金の交付は1補助対象事業者あたり1年度1回まで



## お問い合わせ先

産業経済部 産業政策課

TEL : 0836-34-8355 FAX : 0836-22-6013

ウェブページ :

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu\\_boshuu\\_shigoto/boshu\\_sangyou/1012539.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu_boshuu_shigoto/boshu_sangyou/1012539.html)